ベネズエラ情勢（内政・外交：令和６年８月）

１ 内政

（１）今次大統領選挙結果に関するマドゥーロ大統領による最高裁判所（ＴＳＪ）に対する申立て

ア　５日、カリスリア・ベアトリス・ロドリゲスＴＳＪ長官は、今次大統領選挙に参加した候補者、候補者を擁立した各政党に対し出頭を命じた。

イ　７日～９日にかけて、エドゥムンド・ゴンサレス候補を除く候補者９名及び各政党代表がＴＳＪに出頭した。

ウ　１４日、エンリケ・マルケス候補は、ＴＳＪに対して、マドゥーロ大統領の申立ては手続上・法律上の不備があるため無効であると宣言するように求めた。

エ　２０日、エンリケ・マルケス候補は、カリスリア・ベアトリス・ロドリゲスＴＳＪ長官が与党ベネズエラ統一社会党（ＰＳＵＶ）と明白な繋がりを有していることを根拠に、マドゥーロ大統領による今次大統領選挙に関する申立てに関して、同長官に対する異議申し立てを行った。後日、右申立てはＴＳＪによって却下された。

オ　２１日、ゴンサレス候補、マリア・コリナ・マチャド氏、野党統一プラットフォームは連名で、ＴＳＪ選挙小法廷は、全国選挙評議会（ＣＮＥ）の権能を担うことはできず、同小法廷が発表するであろう選挙における不正を承認する判決に効力はないと主張するコミュニケを発出した。

カ　２１日、ディオスダド・カベージョＰＳＵＶ第一副党首は、自身のテレビ番組にて、今次大統領選挙の結果を認めない政党は、今後の地方選挙で候補者を擁立することはできないだろうと発言した。

キ　２２日、カリスリア・ベアトリス・ロドリゲスＴＳＪ長官は、マドゥーロ大統領による大統領選挙に関する申し立てに対し、「マドゥーロ大統領勝利」とのＣＮＥ発表の今次大統領選挙結果を認定するとのＴＳＪ決定を発表した。

ク　２２日、ホルヘ・ロドリゲス政権側国会議長は、ＴＳＪ判決に従わない者は、今後選挙への参加を禁じられなければならないと発言した。同日、マドゥーロ大統領は、法律、国家権力、憲法を認めない者は選挙プロセスに参加できないと発言した。

（２）野党側の発信

ア　５日、ゴンサレス候補及びマチャド氏は、今次大統領選挙における勝者はゴンサレス候補であると述べ、軍、警察に対し、ベネズエラ国民、自身の家族の側につくよう呼びかけるメッセージをＳＮＳ上で発信した。

イ　上記メッセージ発信直後、サーブ検事総長は両人に対する刑事捜査を開始する旨、コミュニケを通じて発表し、６日、パドリーノ国防大臣は、両人による右呼びかけを拒絶する旨の内務司法、国防両大臣名のコミュニケを発表した。

ウ　１２日、マチャド氏は、ＥＦＥ通信のインタビューに対して、２０２５年１月にゴンサレス候補が大統領就任の宣誓を行うと発言した。

（３）検察庁のゴンサレス候補に対する出頭命令

ア　２３日、検察庁は、ゴンサレス候補に対して、「７月２８日、及びそれ以降の公権力に対する不服従の責任」

の疑いにより、検察庁への出頭命令を発出した。

イ　２５日、ゴンサレス候補はＸアカウントに、十分な説明がなく、身の安全が保障されないこと等を理由に、本出頭要請に応じない旨のビデオメッセージを投稿した。

ウ　２６日、検察庁より出頭命令を受けていたゴンサレス候補は、出頭命令に応じなかった。

エ　２９日、検察庁はゴンサレス候補に対して３回目となる出頭命令を発出し、３０日の１０時に検察庁に出頭するよう求めた。本出頭命令書には、今回出頭しない場合、逃亡及び妨害の恐れがあるとして、逮捕命令を発出する旨の言及がなされた。

オ　３０日、ゴンサレス候補は上記出頭命令に応じなかった。

（４）ＣＮＥ委員による大統領選挙プロセスに関する告発

２６日、デルピノＣＮＥ委員は、今次大統領選挙プロセスにおいて、プロセスの完全性及び公表結果への信頼を失う不規則な動きがあったとする２件のコミュニケを発表した。

（５）デモ・集会等の抗議活動

ア　５日、ＰＳＵＶ青年部の呼びかけにより、大統領府前で政権支持者の集会が実施され、マドゥーロ大統領が参加した。

イ　６日、マチャド氏は自身のＸを通じ、街頭での抗議活動を継続するよう人々に呼びかけた。

ウ　８日、野党側は、政治犯釈放のために祈りを捧げる集会（Vigilia）を、カラカスのチャカオ市ロス・パロス・グランデス地区で実施した。同日、政権支持者もカラカス市内においてマドゥーロ大統領の再選を擁護する行進を実施した。

エ　１７日、ゴンサレス候補とマチャド氏の呼びかけにより、国内全土及び全世界において、野党支持者による集会が実施された。同日、ＰＳＵＶもカラカス市内において集会を実施した。

オ　２８日、大統領選挙から１か月が経過し、与野党双方はカラカス市内で集会を実施した。

カ　２９日、国内におけるデモの状況等を調査するベネズエラ社会紛争監視団によれば、２８日に国内２１の州で３６件のデモが確認され、カラボボ州の１件が警察当局による弾圧を受けた。

（６）野党側関係者、抗議活動参加者等への弾圧や逮捕

ア　５日、フェルナンド・フェオ・コヘデス州ティナキージョ市長（民主行動党（ＡＤ））が逮捕された。

イ　６日、フレディ・スペルラノ大衆意志党（ＶＰ）コーディネーター及び同党のロランド・カレーニョ氏が、エル・エリコイデ刑務所で拘留されていることが判明した。

ウ　６日、国際人権ＮＧＯ、Human Rights Watch の Juanita Goebertus 米州部門長は自身のＸアカウントを通じ、ベネズエラ大統領選挙後の抗議活動に関連して同日時点で２４件の死亡例が報告されているとし、その内訳は２３人の抗議活動参加者及び通行人と１人の国家警備軍（ＧＮＢ）隊員であると発信した。

エ　６日、マドゥーロ大統領は、大統領選挙後の抗議活動に関連して２２２９人の「テロリスト」を逮捕し、逮捕者は１０日にはトコロン刑務所とトクジート刑務所に移送されると発言した。

オ　７日、マリア・オロペサ・ベンテ・ベネズエラ・ポルトゥゲサ州コーディネーターが国軍諜報局（ＤＧＣＩＭ）に逮捕された。

カ　７日、Carlos Chancellor 元ボリバル州シフォンテス市長がＤＧＣＩＭに逮捕された。

キ　７日、ララ州のオンラインメディアEl Caroreñoの事務所に対して、国家警備軍恐喝・誘拐対策司令部（ＣＯＮＡＳ）及びＤＧＣＩＭが立ち入り捜査を実施した。

ク　７日、Beatriz Andradeアンソアテギ州フレイテス市議会議員（ＭＵＤ選出）が、内務省司法諜報局（ＳＥＢＩＮ）と見られる集団に逮捕された。

ケ　７日、検察庁は、野党側が証書（acta）を公表しているウェブサイトに関して、公文書偽造・ねつ造の罪で刑事捜査を開始した旨のコミュニケを発出した。

コ　８日、ウィリアムス・ダビラ元メリダ州知事（ＡＤ）が、政府系武装集団コレクティーボと見られる集団に連れ去られた。

サ　１１日、政治犯の人権擁護を目的としたＮＧＯ「Foro Penal」は、２９日以降、同団体が確認した逮捕者は１３０５人に上る旨発表した。

シ　国内外の人権活動家、報道関係者、野党関係者等の旅券が理由の通知等なく失効する事案が複数報告されている旨報じられた。

ス　１８日、政治犯の人権擁護を目的としたNGO「Foro Penal」は、７月２９日以降、同団体が確認した逮捕者は１５０３人に上る旨発表した。

セ　２０日、ＤＧＣＩＭが刑務所省員１０名を、野党が企画した抗議活動に関与した疑いで逮捕した。

ソ　２３日、２４日、在ベネズエラ・アルゼンチン大使館の現地職員複数名が拘束された後、解放された。

タ　２５日、エンリケ・マルケス候補とその妻が、身元不明の覆面集団によって当局施設に連行され、携帯電話を没収され、後に解放された。

チ　１９日～２５日にかけて、ベンテ・ベネズエラ党関係者及び報道関係者の逮捕が複数件報じられた。

ツ　２７日、ベンテ・ベネズエラ党の法律顧問であるパーキンス・ロチャ氏がＳＥＢＩＮに、フェリックス・アロジョ民主行動党（ＡＤ）第３副党首が身元不明の集団にそれぞれ連れ去られた。

テ　２８日、野党Convergencia党の幹部であるBiagio Pilieri氏が、集会参加直後に身元不明の集団に連れ去られた。

ト　２８日、ベンテ・ベネズエラ党のララ州青年部コーディネーターが逮捕された。

（７）ＣＮＥに対するサイバー攻撃が行われたとの政権側主張

ア　８日、デルシー・ロドリゲス副大統領は、外交団説明会を実施し、選挙当日にＣＮＥのシステムに対して１分あたり３千万件を超えるサイバー攻撃が実行されたと説明した。

イ　５日、カーターセンターのPatricio Balladosベネズエラ選挙監視団副団長が、ＣＮＥのシステムに対するハッキングがあった証拠はないとドイチェ・ヴェレへのインタビューで発言した旨報じられた。

ウ　８日、カーターセンターの選挙監視団の団長を務めた、ジェニー・リンカーン・カーターセンター・ラテンアメリカ・カリブ局長は、ＡＦＰの取材に対して、選挙システムに対するハッキングがあったという証拠はないと発言した。

（８）国内におけるＳＮＳ等の規制に関する動き

ア　８日、マドゥーロ大統領は、ミラフローレス地区においてＸを１０日間ブロックするよう命じたと発表し、同日夜から国内においてＸが利用できなくなった。

イ　マドゥーロ大統領が期限付で発表していた国内におけるＸの利用制限に関して、１８日で右期限が終了し

たが、Ｘの利用ができない状態が継続している。

（９）ＮＧＯ法案

ア　１５日、政権側国会は、ＮＧＯの監査・管理・活動・出資に関する法案（ＮＧＯ法案）を承認した。

イ　１９日、ニコルズ米国務次官補は、ＮＧＯ法案は市民社会と結社の自由に対する直接的な攻撃であり、民主主義と市民領域への市民参加を毀損するものであるとＸで発信した。

（１０）閣僚交代

ア　２７日、マドゥーロ大統領は１６人の閣僚交代を発表した。デルシー・ロドリゲス副大統領の経済担当副大統領及び石油大臣への任命及びディオスダド・カベージョＰＳＵＶ第一副党首の内務司法大臣への任命が大きく報じられた。

イ　同時に、青年・スポーツ省を青年省とスポーツ省に分離し、また、都市近郊農業省をコミューン・社会省に統合し、コミューン・社会運動・都市近郊農業省とすることを発表した。

（１１）大規模停電

３０日未明から、全国的な大停電が発生した。マドゥーロ大統領はテレビ番組に出演し、本件停電はグリ水力発電所に対する、極右のファシスト勢力が主導したサイバー攻撃が原因であると発言した。

２ 外交

（１）大統領選挙結果に関する各国政府の反応

ア　中南米地域

（ア）５日、アレバロ・グアテマラ大統領は、同国政府はマドゥーロ大統領をベネズエラ大統領として承認しないと発言した。

（イ）７日、アルゼンチン外務省は、今次大統領選挙における勝者はゴンサレス候補であると結論づける旨のプレスリリースを発出した。

（ウ）７日、米州ボリバル同盟人民貿易協定（ＡＬＢＡ－ＴＣＰ）は、パナマ政府が提案したベネズエラ情勢に関する中南米諸国首脳会合に関して、内政干渉であり、ベネズエラの主権・自決権を侵害するものであるとして、同協定加盟国によるパナマ政府の提案に対する拒絶を表明するコミュニケを発出した。

（エ）８日、ブラジル、コロンビア、メキシコは、３か国連名のコミュニケを発出し、ＣＮＥが選挙結果を公表し、結果の公平な検証を可能にすることが望ましいと主張すると共に、国内の政治・社会団体に対して、デモや公的行事において最大限の注意と節度を保つように呼びかけ、また、治安部隊に対しては、法の範囲内での民主的権利の行使を保障するよう呼びかけた。

（オ）１６日、アビナデル・ドミニカ共和国大統領の就任式に参加した中南米諸国を中心とした複数国により、ベネズエラに分別ある対応を求める共同宣言が起草され、中南米地域の国々を中心に、米、英、加、伊、西、ＥＵ等が署名国として参加した。

（カ）１６日、米州機構（ＯＡＳ）は、ベネズエラ当局に対して投票証書（acta）の迅速な公表を求める決議を採択した。

（キ）２２日、ＣＮＥが発表した選挙結果を認定するＴＳＪの判決に対して、ウルグアイ、グアテマラ、パラグ

アイ、チリ等の首脳は、それぞれ同判決を受け入れない趣旨の発信をＳＮＳにて行った。

（ク）２３日、アルゼンチン、コスタリカ、チリ、エクアドル、米国、グアテマラ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国、ウルグアイ政府は連名で、同ＴＳＪ判決を拒絶する旨のコミュニケを発出した。同日、ベネズエラ政府は、ベネズエラ国民のみが権限を有する事案に対する干渉であるとして上記コミュニケを拒絶するコミュニケを発出した。

（ケ）２４日、ソサ・ボリビア外相はＸアカウントにて、ＴＳＪの判決を主権的決定として歓迎するとし、マドゥーロ大統領に対する祝意を表明した。同日、アルセ・ボリビア大統領は、ボリビアは民族の自決と主権尊重の原則を擁護するとし、同国及びベネズエラの政治に対するいかなる干渉の試みも拒否し、ベネズエラの民主的制度を支持する旨発信した。

（コ）２４日、ブラジルとコロンビア両政府は、両首脳が投票所別の検証可能なデータを、透明性をもって公表することによってのみ、選挙プロセスの信頼性を回復できると確信しているとし、両国がＴＳＪの決定に留意するとしつつ、引き続きＣＮＥによる投票所別の記録の公開を待つ旨の共同声明を発出した。

（サ）２８日、アルゼンチン政府は、ベネズエラ野党関係者がベネズエラ政府により不当に逮捕されているとして、右状況を非難する声明を発出した。

（シ）２９日、１６日にドミニカ共和国にて署名された上記共同声明に関し、オーストラリア、ニュージーランド、ジョージア等、新たに７か国が署名国に加わった。

イ　西側諸国等

（ア）６日、アルバレス西外相は自身のＸアカウントを通じて、選挙結果が認められるために証書（acta）が公表されることと、人権の尊重が必要不可欠である旨発信した。

（イ）７日、米国務省は、ブリンケン米国務長官がグテーレス国連事務総長と電話会談を実施し、国際社会と協働して、ベネズエラにおける民主主義再構築に向けたベネズエラ主導の包摂的なプロセスを支援する用意があることを表明するプレスリリースを発出した。

（ウ）１３日、アルバレス西外相は、１２日、ヒル外相、ゴンサレス候補及びマチャド氏とそれぞれ電話会談を実施し、対話と交渉による解決に向けて議論した旨発言し、また、１２日から、スペインがドミニカ共和国のベネズエラにおける外交代表の代理を担うことを決定した旨報告した。

（エ）１３日、ボレルＥＵ上級代表は、Ｘアカウントにて、ムリージョ・コロンビア外相と電話会談を実施し、ベネズエラ情勢に関して、選挙結果の詳細発表と検証、並びに人権の尊重を伴う、対話による民主的な解決を目指す努力を支持することが重要である点で一致したと発信した。

（オ）２３日、米国務省は、ＴＳＪの判決に関して、７月２８日にゴンサレス候補が最多の得票を得たという圧倒的な証拠があることにより、判決は完全に信頼性を欠いているとのプレスリリースを発出した。

（カ）２３日、カナダ外務省はＸアカウントにて、ＴＳＪの判決に関して、入手可能な証拠に基づき、ベネズエラ国民が表明した明確な選好に照らせば、判決は信頼性に欠けると発信した。

（キ）２４日、欧州対外活動庁は、ＴＳＪの判決を踏まえると、ＣＮＥが法的にも憲法的にも公式選挙結果の透明かつ詳細な公表に責任を負う機関であることが想起されるとし、完全で独立した検証可能な結果のみが、ベネズエラの民意の尊重が確保されたものとして、受け入れられ承認されるとする、ボレル上級代表の声明を発出した。同日、ベネズエラ政府は、同声明を拒絶する旨のコミュニケを発出した。

（ク）２６日、アルバレス西外相は、全ての投票台の証書（acta）が公表され、野党及び独立機関によって検証

されない限り、いかなる選挙結果も承認しないと発言した。

（ケ）２７日、シコルスキ・ポーランド外相はマチャド氏と電話会談を実施した。

（コ）２９日、ゴンサレス候補は、ＥＵ側の招待によって、非公式のＥＵ外務理事会にオンラインで出席した。会合後、ボレル上級代表は記者会見にて、証書（acta）の公表はなく、検証も行われない状況であり、ＥＵ理事会は、マドゥーロ大統領が次期大統領としての民主的正統性を有さないと判断すると発表した。

（サ）２９日、米国務省は、ＣＮＥ及びＴＳＪがこれまでに取ってきた措置は受け容れられない国内法規の違反であると指摘し、人権と民主的規範の尊重、政治犯の解放、並びに恣意的逮捕やその他の抑圧行為の終了を呼びかけるミラー報道官の談話を発出した。

ウ　アジア・アフリカ・中東等

（ア）５日、ベネズエラ政府は、マドゥーロ大統領がペゼシュキアン・イラン大統領と電話会談を実施し、同イラン大統領から、今次大統領選挙の結果に対する祝意及びマドゥーロ大統領とベネズエラ国民への無条件の支持が表明された旨のコミュニケを発出した。

（イ）７日、ベネズエラ政府は、マドゥーロ大統領とエルドアン・トルコ大統領が電話会談を実施し、エルドアン大統領から、大統領選挙終了を受け、ベネズエラ全国民への祝意が伝達された旨、コミュニケを通じて発表した。

（ウ）５日～１１日にかけて、マドゥーロ大統領やヒル外相のＳＮＳアカウント等において、東カリブ諸国機構、ガス輸出国フォーラム、モザンビーク、スーダン、ジンバブエ、マリ、ラオス、ウズベキスタン、赤道ギニア、サントメ・プリンシペ等から、マドゥーロ大統領再選に対する祝意が伝達された旨発信された。

（エ）２６日、林剣中国外務省報道官が、記者会見にて、ベネズエラ国民の決定及び自身の発展の道を選択する権利を尊重するよう国際社会に対して呼びかけ、また、ベネズエラ政府及び同国民は内政事項に対応する能力があると発言した。

エ　国際機関の反応

（ア）１２日、国連人権高等弁務官事務所は、国連事実調査団（ＦＭＭ）がベネズエラ政府に対して、抑圧の即時停止と大統領選挙後の人権侵害事案に関する徹底的な調査を要請した旨のプレスリリースを発出した。

（イ）１３日、国連人権高等弁務官事務所は、トゥルク国連人権高等弁務官が、７月２９日以降ベネズエラにおいて大量の逮捕者が出ていることに対する懸念を表明し、また、ＮＧＯ法案や対ファシズム法案のような法律を承認しないよう、ベネズエラ当局に求める発言をした旨のプレスリリースを発出した。１４日、ベネズエラ政府は同発言を拒絶する旨のコミュニケを発出した。

（ウ）１３日、国連専門家パネルは、今次大統領選挙に関し、ＣＮＥによる投票結果処理のプロセスにおいて、透明性・完全性確保のための基本的措置が講じられておらず、更に、国内法や規則上の規定も守られておらず、定められた期限が厳守されていなかった等、今次選挙における問題点を指摘する８月９日付中間報告書を公表した。

（エ）１３日、ベネズエラ政府は右報告書を拒絶する旨のコミュニケを発出し、同日、ホルヘ・ロドリゲス政権側国会議長は、報告書を公表した国連専門家パネルを「ごみ（basura）」と呼び非難した。

（オ）２２日、ＴＳＪの判決発表に先立ち、国連人権理事会はＸを通じて、ＣＮＥが発表した選挙結果をＴＳＪが監査していることに関し、ＦＭＭがいずれの機関も自立性と公平性に欠けていると警告していると発信し

た。

（２）外交団の引揚げ

５日、ベネズエラ政府は、外交官が引き揚げた在ベネズエラのアルゼンチン大使館及びペルー大使館の財産・公文書及びベネズエラ在住の両国国民の利益保護を在ベネズエラ・ブラジル大使館が担う旨のコミュニケを発出した。

（３）信任状の捧呈

１３日、オルテガ・ローマ教皇庁大使は、マドゥーロ大統領に信任状を捧呈した。

（４）対イスラエル関係

ア　１０日、ベネズエラ政府は、ガザ地区で多数の避難者が身を寄せる学校に対してイスラエル軍による空爆があり、１００人以上が死亡したとガザ地元当局が発表したことに関して、イスラエルの行為に対する拒絶と非難を表明するコミュニケを発出した。

イ　２８日、ベネズエラ政府は、同日、イスラエル軍がガザの広範囲を攻撃し、３４人の死者が出たことに対して、拒絶と非難を表明するコミュニケを発出した。

（５）対イラン関係

２４日、ヒル外相は、アラグチ・イラン外相と電話会談を実施した。アラグチ外相は、大統領選挙後の情勢に関して、外国からの内政干渉を拒絶すると発言した。

（６）対ロシア関係

６日、ロシア・バルチック艦隊の練習艦 Smolniy がラ・グアイラ港に寄港した。